

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(地下水影響調査計画書等について)

平成28年3月16日

水・大気環境課

平成26年度第3回鳥取県環境審議会（平成27年1月8日開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書等

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書及び採取計画届出書の届出を受け、同条例第8条第2項及び第11条第2項に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。

(1) 平成27年度 第1回 温泉・地下水部会（平成27年6月2日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量 吐出口断面積（合計）	
諮掘5号	影響調査計画書	倉吉市 関金町	野菜洗浄等	26,400 m ³ /年	調査対象井戸の追加について意見
				25.12 cm ²	
諮掘6号	影響調査計画書	琴浦町 三本杉	養鶏飼育	79,056 m ³ /年	調査対象井戸の追加、調査方法について意見。
				39.26 cm ²	
諮掘7号	影響調査計画書	琴浦町 別宮	養鶏飼育	97,466 m ³ /年	調査対象井戸の追加、調査方法について意見。
				51.82 cm ²	

(2) 平成27年度 第2回 温泉・地下水部会（平成27年10月1日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量 吐出口断面積（合計）	
諮掘9号	影響調査計画書	琴浦町 八橋	養鶏飼育	89,352 m ³ /年	調査対象井戸の追加について意見
				39.25 cm ²	
諮掘10号	影響調査計画書	鳥取市 河原町	製造業	912,500 m ³ /年	地盤沈下の可能性、調査方法について意見。
				157 cm ²	
諮採5号	採取計画届出書	倉吉市 関金町	野菜洗浄等	26,400 m ³ /年	採水計画（揚水速度）について意見。
				25.12 cm ²	
諮採7号	採取計画届出書	琴浦町 別宮	養鶏飼育	97,466 m ³ /年	採水計画（揚水速度）について意見。
				51.82 cm ²	

(3) 平成27年度 第3回 温泉・地下水部会（平成27年12月8日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量 吐出口断面積（合計）	
諮掘11号	影響調査計画書	琴浦町 赤碕	養魚業	952,560 m ³ /年	調査方法について意見
				150.72 cm ²	

(4) 平成27年度 第4回 温泉・地下水部会 (平成28年1月28日開催)

届出内容					答申内容
諮問 番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量 吐出口断面積 (合計)	
諮掘 12号	影響調査 計画書	境港市 渡町	冷却水・雑用水	69,280 m ³ /年	調査方法について意見
				103.03cm ²	
諮採 6号	採取計画 届出書	琴浦町 三本杉	養鶏飼育	76,740 m ³ /年	採水計画 (揚水速度) に ついて意見。
				39.26 cm ²	

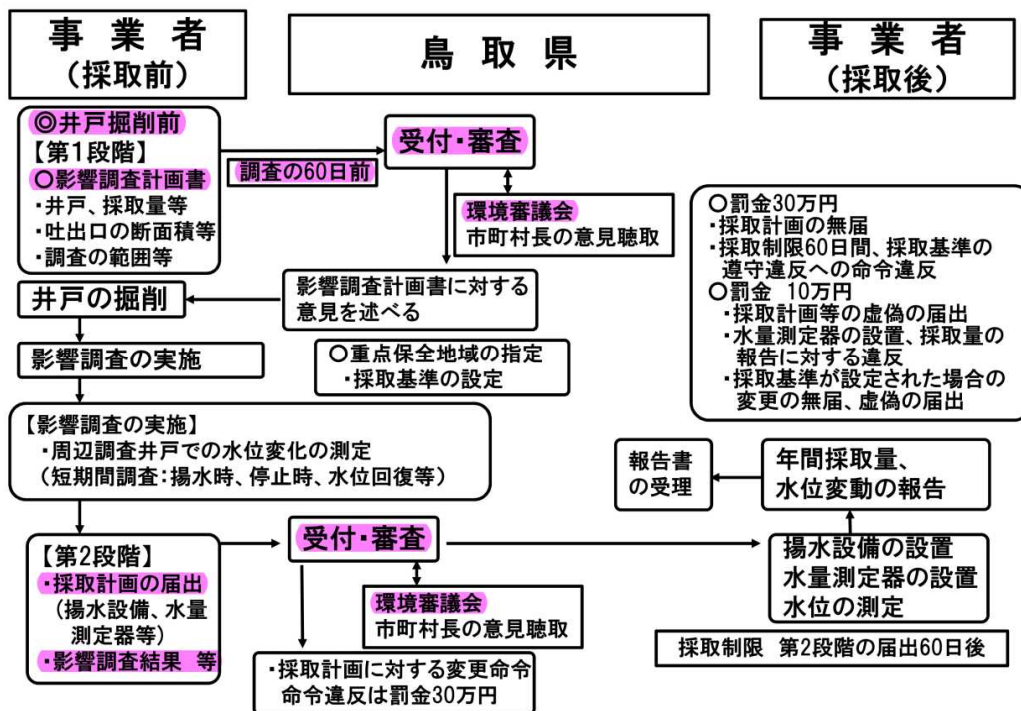
◇参考

別紙2 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の届出について
(届出の流れ、環境審議会の役割)

別紙3 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例 (抜粋)

とっりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の届出について

1 条例と届出の流れ（影響調査・採取計画等）



2 環境審議会（温泉・地下水部会）の役割

審議会（部会）	新たに地下水を採取する事業者 又は 採取量を増加しようとする既存事業者の届出に対して、妥当であるか等の意見を述べる。
県	審議会意見と市町村長意見を踏まえ、知事は事業者に地下水保全の見地から意見を述べる。

☞ 条例 第6、7、8条（影響調査）、第9、11、12条（採取計画）が審議会と関連。

◎ 新たな地下水の採取のための具体的な事務手続きステップ

- ① **影響調査計画書** の届出
 - ・添付書類（地図や影響調査に関する書面）
 - ・井戸を掘削、設置又は採取量を増加する60日前までに届け出る。
- ↓
- ② 影響調査計画について **県から環境審議会と市町村長へ意見を聴取する。**
- ↓
- ③ 影響調査計画について県が審査を行い、その審査結果を県から通知する。
- ↓
- ④ 審査の結果問題がない場合、掘削や影響調査を実施。
- ↓
- ⑤ **採取計画届出書** の届出
 - ・添付書類（地図や影響調査結果に関する書面）
 - ・地下水採取の60日前までに届け出る。
- ↓
- ⑥ 採取計画届出書と影響調査結果について **県から環境審議会と市町村長へ意見を聴取する。**
- ↓
- ⑦ 採取計画届出書と影響調査結果について県が審査を行い、その審査結果を県から通知する。
- ↓
- ⑧ 審査の結果問題がない場合、地下水の採取を開始することができる。
- ↓
- ⑨ **工事完了届出書** の届出
 - ・採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付。
 - ・工事完了日から、15日以内に届け出る。

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（抜粋）

平成24年12月21日

鳥取県条例第91号

第2章 影響調査

(影響調査の実施)

第6条 井戸を設置して地下水を採取しようとする者は、地下水の採取が周辺の地下水の水位に及ぼす影響に関する調査（以下「影響調査」という。）を実施しなければならない。井戸から採取する地下水の量を増加しようとする者も、同様とする。

(影響調査計画書の届出)

第7条 影響調査を実施しようとする者は、影響調査を実施する日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した影響調査計画書を知事に届け出なければならない。

- (1) 井戸の位置及び1年間に採取を予定する地下水の量
- (2) 影響調査のために採取する地下水の量及び採取の期間
- (3) 影響調査を実施する範囲
- (4) その他規則で定める事項

(影響調査についての知事の意見)

第8条 知事は、前条の規定による影響調査計画書の届出があったときは、影響調査を実施する範囲及び方法について、地下水を持続的に利用できる環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、鳥取県環境審議会及び影響調査を実施する範囲を管轄する市町村の長の意見を聴くものとする。

第3章 採取の届出

(採取計画の届出)

第9条 井戸により地下水を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した採取計画を知事に届け出なければならない。井戸から採取する地下水の量を増加しようとする者も、同様とする。

- (1) 井戸の位置及び1年間に採取を予定する地下水の量
- (2) 揚水機の吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項
- (3) 水量測定器又は採取する地下水の量を測定する方法に関する事項
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の採取計画には、第7条の規定により届け出た影響調査計画書及び前条第1項の規定による知事の意見に基づき実施した影響調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(工事完了の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出を行った者（以下「届出事業者」という。）のうち揚水設備の工事を行うものは、当該工事が完了したときは、その完了の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更命令)

第11条 知事は、第9条第1項の規定により届け出られた採取計画に基づく地下水の採取が地下水の水位の低下等により地下水の持続的な利用に支障を生じさせると認めるときは、その届出の日から60日以内に限り、届出事業者に対し当該採取計画を変更するよう命ずることができる。

2 知事は、第9条第1項の規定による届出があったときは、前項の規定による命令に関し、鳥取県環境審議会及び地下水の水位の変化等が生ずると認められる地域を管轄する市町村の長の意見を聴くものとする。

(採取の制限)

第12条 届出事業者は、第9条第1項の規定による届出の日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る地下水の採取を開始してはならない。ただし、前条第1項の規定による命令を行わない旨の知事からの通知を受けたときは、この限りでない。

2 届出事業者は、採取計画（前条第1項の規定による命令を受け、又は次条若しくは第20条第2項の規定による届出を行った場合にあっては、変更後の採取計画。以下同じ。）に従って地下水の採取をしなければならない。